

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年6月7日受付分)

特定非営利活動法人
阪神相続支援センター

縦覧期間

令和6年6月7日(金)から
令和6年6月21日(金)まで

特定非営利活動法人 阪神相続支援センター 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 阪神相続支援センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県伊丹市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、相続問題に関して悩まれている方々の相談を受け付け、不安を払拭し、適正なアドバイスと専門家の斡旋を行うことによって、相続問題の解決を総合的に支援・サポートし、広く福祉、社会教育、消費者保護等の分野において公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 消費者の保護を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 相談者から相談を受け、利用できる社会サービスや、対応できる専門家を紹介する事業
- (2) 相談者や地域の住民を対象とした啓蒙活動、セミナー、相談会の開催
- (3) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会条件は、特に定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を毀損し、設立の趣旨に反し、または秩序を乱す行為をしたとき。

(搬出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の搬出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～10人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは、3親等以内の親族が、1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任す

ることができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員全員が書面、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行う事ができる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 3 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法又はファクシミリによる表決者及び表決委任者にあつてはその数を付記すること。）
- (3) 議長の選任に関する事項
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名又は署名及び押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項に提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は、電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長若しくは、理事長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行う事ができる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第2号の規定の適用については出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別の利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法又はファクシミリによる表決者あってはその数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名又は署名及び押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同委の意思表示をしたことによって、理事会の決議が決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項内容
 - (2) 前号の事項提案をした者の氏名又は名称

- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理しその方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、

毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 潮崎章二
副理事長 北口俊一
理事 幾谷栄司
理事 阿蘇幸代
監事 田中亮介

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| (1) 正会員 | 個人 | 団体 |
|---------|--------|--------|
| ①入会金 | 0円 | 0円 |
| ②年会費 | 5,000円 | 5,000円 |

| (2) 賛助会員 | | |
|----------|----|----|
| ①入会金 | 0円 | 0円 |
| ②年会費 | 0円 | 0円 |

役員名簿

特定非営利活動法人 阪神相続支援センター

| 役名 | 氏名 | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|--------------|-------|--------|-------|
| 理事長 | 潮崎 章二 | | 無 |
| 理事 (副理事長) | 北口 俊一 | | 有 |
| 理事 | 幾谷 栄司 | | 無 |
| 理事 | 阿蘇 幸代 | | 無 |
| 監事 | 田中 亮介 | | 無 |

設立趣旨書

1、趣旨

昨今の高齢化社会の進展により、相続トラブルや親族間の争いが以前に比べて顕著になってきています。

どのような法的制度や支援制度があるのか、また誰に相談すればよいのかが、わからないという方は多くおられることが見受けられます。

私たちは、相続問題に関して悩まれている方々の相談を受け、不安を払拭し、適正なアドバイスと専門家の斡旋を行う事によって、相続問題の解決を総合的に支援・サポートし、広く公益の増進に寄与したいと考えます。

私たちのメンバーには、現役の行政書士や医療関係者がおり、各々の職務、地域において、高齢者等のご相談やお困りごとに対応してきました。しかし、個人や任意団体での活動には限界を感じるものが少なからずあり、社会的にも認められた公的な組織にすることで、行政や関連機関との連携を深めていくことで、より効果的な活動ができると共に、私たちの活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

2、申請に至るまでの経過

令和6年1月23日 会員間で法人化の意思確認

令和6年2月12日 設立総会開催

令和6年3月26日 役員会資料確認

令和6年4月16日

特定非営利活動法人 阪神相続支援センター

設立代表者 氏名 潮崎 章二

初年度事業計画書

特定非営利活動法人 阪神相続支援センター

1. 基本方針

相談者や地域の住民の方を対象とした相談会等の開催を重点事業とすることで、当法人の活動を知っていただけるよう努めます。

2. 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名 | プロジェクト内容 (具体的な事業内容) | 実施時期・回数 | 実施場所 | 受益対象者及び予定人数 | 収益見込 (千円) |
|---|--|---------|----------|-------------|--------------|
| (1) 相談者から相談を受け、利用できる社会サービスや、対応できる専門家を紹介する事業 | 相続問題に関して悩まれている方々からの相談を受け、利用できる社会サービスの内容や窓口を紹介する。 または、対応できる専門家を紹介する事業 | 随時 | 当法人の事務所 | 市民等その他 | 0 |
| (2) 相談者や地域の住民を対象とした啓蒙活動、セミナー、相談会の開催 | 相談者や地域の住民を対象として、利用できる社会サービスや課題などについての啓蒙活動、セミナー、相談会の開催 | 随時 | 伊丹市の公民館等 | 市民等その他 | 0 |
| (3) その他 当法人の目的を達成するために必要な事業 | 定款第5条第1号～第2号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。 | | | | |

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 4月

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：潮崎章二、 事務局スタッフ：北口俊一

次年度事業計画書

特定非営利活動法人 阪神相続支援センター

1. 基本方針

単身者や地域住民の方を対象とした相談会等の開催を重点事業とすることで、当法人の活動を知っていただけるよう努めます。

2. 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名 | プロジェクト内容 (具体的な事業内容) | 実施時期・回数 | 実施場所 | 受益対象者及び予定人数 | 収益見込 (千円) |
|---|--|---------|----------|-------------|--------------|
| (1) 相談者から相談を受け、利用できる社会サービスや、対応できる専門家を紹介する事業 | 相続問題に関して悩まれている方々からの相談を受け、利用できる社会サービスの内容や窓口を紹介する。 または、対応できる専門家を紹介する事業 | 随時 | 当法人の事務所 | 市民等その他 | 0 |
| (2) 相談者や地域の住民を対象とした啓蒙活動、セミナー、相談会の開催 | 相談者や地域の住民を対象として、利用できる社会サービスや課題などについての啓蒙活動、セミナー、相談会の開催 | 随時 | 伊丹市の公民館等 | 市民等その他 | 120 |
| (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業 | 定款第5条第1号～第2号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。 | | | | |

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 4月

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：潮崎章二、 事務局スタッフ：北口俊一

初年度活動予算書

成立の日から令和7年 3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------|--------|--------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 正会員会費・入会金収入 | 60,000 | |
| | | 60,000 |
| 2. 受取寄付金 | | |
| | 0 | 0 |
| 3. 受取助成金等 | | |
| | 0 | 0 |
| 4. 事業収益 | | |
| | 0 | 0 |
| 5. その他収益 | | |
| | | |
| 経常収益計 | | 60,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| (1)人件費 | | |
| 人件費計 | 0 | |
| (2)その他経費 | | |
| 消耗品費 | 5,000 | |
| 印刷費 | 6,000 | |
| 通信費 | 4,000 | |
| 会場費 | 2,400 | |
| その他経費計 | 17,400 | |
| 事業費計 | | 17,400 |
| 2. 管理費 | | |
| (1)人件費 | | |
| 役員報酬 | 25,000 | |
| 人件費計 | 25,000 | |
| (2)その他経費 | | |
| 消耗品費 | 5,000 | |
| 印刷費 | 4,000 | |
| 通信費 | 2,000 | |
| 会場費 | 2,400 | |
| 雑費 | 3,000 | |
| その他経費計 | 16,400 | |
| 管理費計 | | 41,400 |
| 経常費用計 | | 58,800 |
| 当期正味財産増減額 | | 1,200 |
| 設立時正味財産額 | | 0 |
| 次期繰越正味財産額 | | 1,200 |

次年度活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--|---|---------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 正会員会費・入会金収入 | 60,000 | 60,000 |
| 2. 受取寄付金 | 150,000 | 150,000 |
| 3. 受取助成金等 | 100,000 | 100,000 |
| 4. 事業収益 参加料 | 120,000 | 120,000 |
| 5. その他収益 | 0 | 0 |
| 経常収益計 | | 430,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| (1)人件費 給与手当 法定福利費 | 0 0 | |
| 人件費計 | 0 | |
| (2)その他経費 消耗品費 印刷費 通信費 会場費 | 30,000 36,000 24,000 14,400 | |
| その他経費計 | 104,400 | |
| 事業費計 | | 104,400 |
| 2. 管理費 | | |
| (1)人件費 役員報酬 | 150,000 | |
| 人件費計 | 150,000 | |
| (2)その他経費 消耗品費 印刷費 通信費 会場費 旅費交通費 雑費 | 30,000 36,000 12,000 8,000 32,000 20,000 | |
| その他経費計 | 138,000 | |
| 管理費計 | | 288,000 |
| 経常費用計 | | 392,400 |
| 当期正味財産増減額 | | 37,600 |
| 前期繰越正味財産額 | | 1,200 |
| 次期繰越正味財産額 | | 38,800 |